

令和2年度 愛媛県奨学生の募集について【被災特例枠】

～ 豪雨災害の被害を受けた生徒を支援します ～

がんばるけん
えひめけん



愛媛県教育委員会は、平成30年7月豪雨による災害（豪雨災害）で修学困難となった生徒を対象として、奨学生（奨学金の貸与を受ける者）となることを希望する者を募集します。

★ 被災特例枠で採用された奨学生には、在 schools を卒業・修了したとき、奨学金の返還が免除される特例があります。（退学の場合は、返還が必要となりますので注意してください。）

■ 対象者

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。）に在学する者

■ 主な出願資格

豪雨災害を原因として、保護者又は豪雨災害発生時に生徒の生計を主として維持していた者が、次のいずれかの被害を受けたことにより修学困難となったこと。

- 住家（愛媛県内の住家に限る。）が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた場合
- 死亡又は重篤な障害を負った場合
- 失業又は収入が減少した場合

※ 現在、愛媛県奨学生である者（予約採用・在学採用・緊急採用の採用者）も出願できます。
（借り換えとなり、採用後に清算しますので、貸与が止まることはありません。）

■ 選考基準

奨学生は、**人物、健康及び学力の基準及び家計基準**（出願者の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税であること等）を満たす者の中から採用します。

■ 貸与額等

貸与月額は、学校の設置者、通学形態により異なります。

貸与期間は、令和2年4月分から**令和3年3月分まで**。

初回の貸与は、9月25日の予定です。

（本事業は、今年度限りで終了予定です。）

〔貸与月額の上限額〕

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

■ 募集時期 ※ 出願書類の提出期限は、学校の指示に従ってください。

概ね、6月中旬～下旬頃となります。期限後の受付はできません。

■ 出願方法

採用を希望する生徒は、学校で「募集要項」、「愛媛県奨学生願書」などの書類を受け取り、必要な書類（住民票、課税証明書、罹災証明書等）をそろえて学校に提出してください。

※ 奨学金の借受人は、生徒本人です。願書は、必ず生徒本人が記入してください。

※ 保護者は連帯保証人となります。家族の方とよく相談して出願してください。

募集の詳細や貸与・返還の制度については、募集要項に記載しています。

〔事業担当・問い合わせ先〕

愛媛県教育委員会事務局 教育総務課 教職員厚生室 厚生事業係

Tel : 089-912-2924 e-mail : kyoushokuinkousei@pref.ehime.lg.jp

※ 出願手続は、在学学校を通じて行います。

令和2年度 愛媛県奨学生募集要項

【被災特例枠】

令和2年5月 愛媛県教育委員会

1 概要

愛媛県は、優秀な生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的とした奨学金制度を設けています。

この奨学金は、無利子による貸付であり、奨学生（奨学金の貸与を受ける者）は、通常、貸与終了後に全額を返還する必要があります。

被災特例枠は、平成30年7月豪雨による災害（以下「豪雨災害」といいます。）を原因として修学困難となったものを対象として募集するもので、奨学生が在 schools を卒業（在籍課程を修了）したときは、所定の手続を行うことで、特例として、奨学金の返還が免除されます。

※ 退学の場合、返還免除の特例は受けられません。

2 用語について

この募集要項における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人（出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者）

3 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

※ 被災特例枠以外で採用された通常の奨学生（現在、奨学金を貸与中の者）も出願できますが、被災特例枠で採用となった場合には、貸与対象月が重複しないよう通常の奨学生を辞退していただきます。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限ります。）に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 豪雨災害を原因として、保護者又は豪雨災害発生時に生徒の生計を主として維持していた者（以下「保護者等」といいます。）が次のいずれかの被害を受けたことにより学費の支弁が困難となったこと。
 - ア 住家（愛媛県内の住家に限る。）が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けたもの
 - イ 死亡又は重篤な障害を負ったもの
 - ウ 失業又は収入が減少したもの（収入減少の状態が継続している場合に限ります。）
- (4) 次の学資金の貸与等を受けていないこと。
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意し、採用後に連帯保証人となることができること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。特例による返還免除を願い出る場合についても、先に借用証書を提出していただく必要があります。）
- (6) 勉学に意欲があり、在 schools を卒業（在籍課程を修了）する意志があること。ただし、単位制の課程においては、年間18単位以上の単位数を修得し、最短の修業年数で卒業することを目指す者であること。

4 選考基準

奨学生は、次の基準を満たす者の中から採用します。

(1) 人物、健康及び学力の基準

次のいずれかに該当し、学習に対する意欲や生活態度に優れ、在学校の卒業（在籍課程の修了）が可能と認められること。

ア 学習成績が優秀な者（学習成績の評定平均値が 3.5 以上の者）

イ スポーツ・文化活動における実績のある者（大会・コンクール等への出場・表彰歴等）

ウ 学校内外の活動においてリーダーとして活躍した者（生徒会役員、子ども会リーダー等）

エ 学校内外の活動において他者への貢献が認められる者（委員会活動、ボランティア等）

オ 特定分野への興味・関心が高く、将来の活躍が期待できる者（得意科目がある、継続して実践している（したい）スポーツ・文化活動がある、明確な進路希望がある等）

(2) 家計基準

次の要件を満たし、修学困難な経済状態にあると認められること。（現在の経済状態について、豪雨災害による被害との因果関係が認められる場合に限り。）

ア 出願者の属する世帯の全員について、令和 2 年度（令和元年分）市町村民税所得割が非課税であること。

イ 豪雨災害による被害の種類が失業又は収入の減少である場合は、被害を申し立てる者の平成 30 年及び令和元年の各年の所得が平成 29 年の所得より少ないこと。

5 貸与額等

(1) 貸与月額

設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区 分		月 額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円				18,000 円
	自宅外通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円			23,000 円
私 立	自宅通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円		30,000 円
	自宅外通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円

(2) 貸与期間（貸与対象月）

令和 2 年 4 月分から令和 3 年 3 月分までとします。

※ 被災特例枠の事業は、今年度限りで終了予定です。

(3) 貸与方法

原則として毎月 25 日（休業日である場合は翌営業日）に、「愛媛県奨学金送金先届」により指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。なお、初回の振込は、9 月 25 日を予定しています。

※ 被災特例枠以外で採用された通常の奨学生（奨学金を貸与中の者）が出願し、被災特例枠で採用となった場合には、4 月に遡って通常の奨学生を辞退していただいたうえで、4 月以降に振り込んだ奨学金の額を初回振込額から差し引いて振り込みます。

6 出願時期、方法等

(1) 出願時期及び採用予定人員

ア 出願等の時期

	時期
出願者から学校への書類提出期限	令和2年6月下旬頃（学校の指示する日）
学校から愛媛県教育委員会への書類送付期限	令和2年7月6日
選考結果の通知時期	令和2年9月上旬頃

イ 採用予定人員 10人

(2) 出願方法

奨学生の募集・出願は、在学を通過して行います。出願者は、被災特例枠用の「愛媛県奨学生願書」に必要事項を記入し、次の書類を添付して学校に提出する必要があります。なお、提出期限等は、学校の指示に従うものとします。

ア 被災状況等申立書（保護者等による申立書）

イ 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があり、個人番号の記載がないもので、3か月以内に発行を受けた原本）

なお、原則として同居の家族はすべて世帯員として扱い、別居の家族についても生計同一である場合（仕送り等の関係がある場合のほか、健康保険、税等の扶養関係（扶養控除等）にある場合等が該当します。）は世帯員として扱います

ウ 世帯員のうち16歳以上の者全員（出願者本人のほか、就学者や収入のない者を含みます。）の令和2年度（令和元年分）市町村民税課税・所得証明書（収入額、課税額、扶養親族等の記載があるもので、発行を受けた原本）

エ 保護者等が受けた被害の区分に応じて、被災状況を証明する次の書類

区 分	証明書類（いずれも写しでかまいません。）
(ア) 住家の被害	・罹災証明書（証明内容が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水のものに限る。）
(イ) 死亡又は重篤な障害	・罹災証明書又は被災証明書（被害の程度は問いませんが、死亡等との関連が分かるもの） ・死亡等の事実を証明する次の書類 ① 死亡した場合は、死亡診断書、戸籍又は除籍の全部事項証明書（謄本）など死亡が確認できる書類 ② 重篤な障害を負った場合は、身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（重度以上）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）
(ウ) 失業又は収入の減少 ※ 豪雨災害以外の事情によるものは受け付けられません。	・罹災証明書又は被災証明書のほか、失業等の原因となった事実を確認できる書類がある場合は、その書類 ・収入減少等の状況を証明する次の書類 ① 失業した場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など失業が確認できる書類 ② 収入が減少した場合は、被災前後の給与明細書又は給与証明書、自営の場合は業績悪化を説明する資料など被災による収入の減少が確認できる書類 ・被害を申し立てる保護者等の平成30年度（平成29年分）及び令和元年度（平成30年分）市町村民税課税・所得証明書

オ その他、事実確認のために必要となる書類

(3) 推薦について

出願書類の提出を受けた学校は、別に定める推薦要領に従い、「愛媛県奨学生推薦調書」その他必要な書類を添えて、愛媛県教育委員会に送付するものとします。

(4) 選考結果について

奨学生の採用・不採用については、愛媛県奨学生選考委員会の選考を経て予算の範囲内において決定のうえ、在学を通過して出願者に通知します。

7 返還について

※ 退学したときや、卒業・修了しても免除手続を行わないときなどは、返還が必要になります。

(1) 返還方法

奨学金の返還は、15回以内の年賦（年1回払い）となります。貸与終了月から6か月据え置いた後、毎年12月末日を期限として、愛媛県から送付される納入通知書により納入します。（卒業月が3月の場合、卒業年の12月末日が初回の返還期限となります。）

なお、1年あたりの返還額は、貸与月額と正規の修業期間に応じて決められています。

〔参考〕貸与月額の上限額を選択し、3年間（36か月間）貸与を受けた場合の返還例

区 分		貸与月額	返還総額	年賦額	返還計画(※)
国公立	自宅通学	18,000円	648,000円	50,000円	50,000円×11回+98,000円（計12回）
	自宅外通学	23,000円	828,000円	60,000円	60,000円×12回+108,000円（計13回）
私立	自宅通学	30,000円	1,080,000円	80,000円	80,000円×12回+120,000円（計13回）
	自宅外通学	35,000円	1,260,000円	90,000円	90,000円×13回+90,000円（計14回）

(※) 最終回の返還額には、年賦額の端数が加算されます。

(2) 返還の猶予・免除

ア 次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を猶予（延期）することがあります。

(ア) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。

(イ) 災害、傷病、その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

(ア) 死亡したとき。

(イ) 心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。

(ウ) 高等学校を卒業し、又は専修学校の高等課程を修了したとき。

8 注意事項

(1) 採用決定後の諸手続は、原則として、すべての書類に奨学生と連帯保証人（保護者）の連署・押印が必要となります。貸与終了後の手続についても同様です。

(2) 休学、長期欠席の場合は、その期間の貸与はありません。また、退学等、奨学生の要件を満たさなくなったときは、貸与を終了します。

(3) 退学の場合、返還免除の特例は受けられません。

9 愛媛県奨学生〔在学採用〕への出願の特例について

本募集と同時に、返還免除の特例のない通常の奨学生を「令和2年度愛媛県奨学生〔在学採用〕募集要項」により募集しています。

被災特例枠への出願については、不採用の場合であって出願者があらかじめ希望したときは、上記の在学採用にも出願があったものとして取り扱うこととし、調査欄（願書下部）により希望の有無を調査することとします。（家計基準により不採用となった場合に限りです。）

この取扱いを希望する場合、願書等を二重に提出する必要はありませんが、家計の審査のため、家計支持者（通常は父母となります。）が出願時において受給している各種社会保障給付（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、失業等給付金（基本手当、傷病手当、育児休業給付等）、非課税の公的年金（遺族年金・障害年金）、生活保護費等）の金額を確認できる書類の写しを追加添付する必要があります。

※ 通常の奨学生となった場合の貸与・返還方法等について、「令和2年度愛媛県奨学生〔在学採用〕募集要項」を確認したうえで希望してください。なお、追加書類の添付により特別控除の適用も可能です。

※ 通常の奨学生として採用された場合は、返還免除の特例はありません。

〔問い合わせ先〕

愛媛県奨学生に関するお問い合わせは、愛媛県教育委員会事務局教育総務課教職員厚生室 厚生事業係（電話 089-912-2924）まで。出願に関するご相談は、在学学校へお願いします。